

総務文教・厚生経済常任委員会連合審査会会議録

令和6年12月13日（金）

令和6年12月13日（金）午前10時00分から総務文教・厚生経済常任委員会連合審査会を第一委員会室に招集した。

○ 出席した委員は、次のとおりである。

【総務文教常任委員会】

委員長	高野 浩一	副委員長	飯島 孝也
委員	丸山 国一		廣瀬 明弘
	高畑 一幸		青柳 好文
	平塚 悟		相沢 俊行
	有賀 公子		

【厚生経済常任委員会】

委員長	中村 勝彦	副委員長	矢崎 友規
委員	日向 正		岡部紀久雄
	小林真理子		小野 公秀
	佐藤 浩美		荻原 哲也

○ 欠席した委員

なし

○ 委員以外で出席した者は、次のとおりである。

なし

○ 説明のため出席した者は、次のとおりである。

政策秘書課長	前田 政彦		
総務課長	手塚 秀司		
財政課長	田口 俊		
税務課長	飯島 泉		
市民課長	土橋 美和		
政策秘書課	林 正樹	笹本 正和	廣瀬 亮

総務課	新田 照人	樋口 透
財政課	勝村 公一	山本 昌康
税務課	金澤 祐子	吉岡 栄治
市民課	松沢 則子	村松 奈々

- 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局 書記 姫野 敏樹 清雲 敬祐

- 会議に付された案件は、次のとおりである。

議案第77号 甲州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

〔開会 午前10時00分〕

- 委員長（高野浩一君） 初めに、議会広報編集委員会から撮影の申出があり、これを許可しておりますので、ご承知おきください。

ただいまの出席委員、総務文教常任委員会9人、厚生経済常任委員会8人、総務文教常任委員会の定足数に達しておりますので、総務文教・厚生経済常任委員会連合審査会を開会いたします。

議長挨拶

- 委員長（高野浩一君） 議長が見えておりますので、挨拶を受けます。

- 議長（平塚 悟君） おはようございます。

今シーズン一番の冷え込みの朝ということで、非常に真冬の寒さを感じる季節になってまいりました。

既に新聞報道で皆さんご承知とは思いますが、今日報道された件がございしますが、昨日の厚生経済常任委員会においての発言でありました。

ただ、やはりこの常任委員会というのは、議会において皆さんに審議を諮った条例案、それから、その他案件についての審査をする場でございます。それから所管に関する調査、こういったことをしっかりと市当局とやり取りをする中で、市民福祉の向上に資する議論をしていく場になりますので、場をわきまえた発言というのを委員の皆様、そして当局の職員の皆様にも重ねてお願い申し上げるところであります。

さて、今回、条例案の中には、議案第77号 国民健康保険税の審査ということで、連合審査会という手法を取り入れました。厚生経済常任委員会において、所管事務調査を国

民健康保険のことについて行っておりますので、今回こういった手法も取り入れる中で、慎重審査をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、予算決算常任委員会につながるような指定管理の案件もありますので、重ねて慎重審査をよろしくお願い申し上げまして、一言挨拶といたします。

開 議

- 委員長（高野浩一君）　これから本日の会議を開きます。

まず、議事に先立ち、連合審査の方法について申し上げます。

連合審査は、会議規則第96条の規定にのっとり行われる審査形態の一つであり、審査は質疑のみとし、採決については総務文教常任委員会で行うこととなりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

本日の議題につきましては、8月28日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託された条例案1件について、厚生経済常任委員会の所管にも関連があるため、連合審査会での審査をお願いいたします。

議案第77号

- 委員長（高野浩一君）　それでは、議事に入ります。

議案第77号　甲州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君）　説明は終わりました。

これより質疑を行います。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君）　一つ確認をしたいんですけども、県の令和12年度に県内の保険税水準の統一を目指すこととなっていると、運営方針でそのように書かれているわけですけども、これは決定したということではありませんね。そこを確認したいと思います。目指すと決定は違いますよね。
- 委員長（高野浩一君）　土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君）　お答えいたします。

3月に改訂されました県の国民健康保険運営方針によりますと、納付金の算定において、医療費指数に反映する係数を令和12年度にゼロにすることにしたので、このことにより、医療費水準が高かろうが、低かろうが、令和12年度には、所得水準や被保険者数や世帯数が同じ市町村であれば納付金額は同じになる、納付金ベースの統一を確実に令和12年度に行うことになりました。

保険料水準の統一については、先ほど委員がおっしゃったとおり、12年度に目指すという表現になっておりますので、12年度に統一ということではございません。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

それから、もう一つ伺いたいんですけども、国保というのはそれぞれの自治体で工夫して、例えば、甲州市は予防の点でとても健診の率も高かったりということで、非常に努力をしているわけですね。そういう自治体と、それほどでもないと言ったら失礼ですけども、そうではないような自治体と同じ保険料水準にすることについて、県の会議の中ではどのような意見があったのか伺いたいと思います。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 答えいたします。

確かに委員おっしゃるとおり、被保険者に対する保健事業と言われる様々な取組なんです、市町村によって温度差も違いますし、取組状況も違うと思われれます。

ただ、県の運営方針の中でも、保険料率を統一化するに当たっては、今後どのように調整していくか、納付金の中に反映させるために、どのように調整していくかというところは課題であるとは明記されているんですが、まだ今年度におきましては、全県の調整をするための会議、そういったものは開催されてございませんので、県に問い合わせたところ、3月には開催したいという意向はあるようですが、現状はまだ調整の段階には入ってございません。ただ、県としては、課題として運営方針の中で明記して、今後考えていかなければならないものだと承知しておるところです。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） ありがとうございます。

課長に言っても、課長も困られると思うんですけども、これは国の方針、県の方針

というふうになっている方向だと思うので、言われても困るということだとは思いますがけれども、県の、今のお話の中で、これから検討していくことなんだというふうにおっしゃいましたけれども、それが見えてから、本市の保険税を上げるということなんですけれども、そういうふうにしてもいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 確かに、被保険者に働きかけをしたそのご褒美として、特別調整交付金という形で、各市町村に交付金として入ってくるお金が決められたりとかということはございますけれども、そういった部分も、全体として特別調整交付金の部分をどう扱うかとかという部分でさえも、まだ全体での調整をされていない状況ですので、一生懸命頑張ったところで戻りがないのではないかと、その戻りを納付金のほうに反映して、市町村の納付金額を落とすとか、そういう調整を今後検討していくということだと思いますが、ただ、今まで所管事務調査などでお話をさせていただいたとおり、現状、当市の国保の財政状況のほうは、財政調整基金のほうを取り崩さないと予算が組めないような状態になってございますので、納付金額を納めるだけの十分な税収がない状況でございますので、その部分を賄うためにも、基金を取り崩さずにというか、基金によらずに極力収支が安定できるような税収に向けて、税収をここで一度、1段階上げさせていただくという形になってございます。ですので、全体の調整を待てばいいということではなくて、それが決まったところで一気に上げるのではなくて、ここで1段階、基金の取り崩しによらずになるように、少しでも基金の取り崩しの額が減るように、ここで一度上げさせていただくというところでございます。

すみません。令和2年度に税収を調整してから、また5年間税を上げずに、激変緩和措置で何とか保っていた状態ですので、そこをご理解いただきたいと存じます。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） 今、納付金の話が出てきたんですが、県の納付金は、もう来年度このくらいの見込みというのは示されたんでしょうか。毎年どのタイミングで示されるのか、お願いできますか。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 現状、まだ示されてはいない状態です。12月末ぐらいではな

いかと思います。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 今、納付金の話も出まして、所管事務調査をしていて、県の納付金が大分上がっているという状況で、私たちは知っているんですけども、納付金のベースとして、県内市町村の中で今どのくらいに甲州市があるのか、何位くらいというのと、あと、今度、先ほど課長の答弁の中で、納付金水準を12年度に向けて統一していくと、納付金ベースで統一を図っていくというようなお話があったんですが、納付金ベースの統一を図っていくのは、県内の全市町村の中の平均値なのか、それとも最高値に水準を合わせるのか、ちょっとそのあたりも示されているのかどうか、一緒に併せてお願いできますか。

○ 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。

○ 市民課長（土橋美和君） 答えいたします。

まずは、納付金ベースで統一という部分なんですけど、すみません、ちょっと前後してしまっって申し訳ないんですけども、納付金ベースの統一というのが、現在、医療費がかかっている市町村において、医療費水準に係数を掛けて、その分を納付金に反映させている状態になっています。市町村ごとの医療費水準によって、今、納付金額が変わっている状態になっているんですけども、それが12年度にはゼロになって、なくなりますので、今度は各市町村の国に対する所得の割合、所得水準と、それから被保険者と、それから、世帯数の割合だけが納付金を算定するベースになってきますので、同じ所得、同じ世帯構成だったり、被保険者数であったりする市町村であれば、同じ納付金になるという算式になります。なので、納付金額はそういう形に、12年度にはなるという形になります。

現状の甲州市の納付金の状況ですが、順位というのは、ごめんなさい、今ちょっと手元にはないんですが、全体の納付金額の増減なんですけど、昨年度から全体の納付金額が増えた市町村が、27市町村の中の5団体しか増えていない、逆に増えていないという状態であります。増加率のほうは、4番目の増加率になっています。1人当たりの納付金額なんですけど、全県でも2番目に高い納付金額になっております。そのような状況です。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 今回の令和6年度の当初予算のときにも同じようなご説明をいただきまして、財政調整基金を取り崩さなければならないのも県の納付金が増えたことが一番の要因と、委員会でも確認いたしました。

今回、この税率改定において、税率改定の理由は収支の均衡を保つためであったりとか、県の国保の改正であったりもするので、だけれども、それは理解できるんですが、この上げ率、幅を決めたのは、何を根拠に何パーセント上げる、何円上げるというのを決めていったのか、何かありますか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 審議をしていただく中で、段階的に上げていく必要がある、一気に上げるのではなくというところで、最終的に県で統一されるということも見据えまして、まずは、他市町村と大きく乖離している部分を平均まで引き上げようという観点から、峡東3市の平均を見まして、令和2年度に設定した部分から大きくかけ離れてございます、先ほど税務課長のほうから説明がございました後期の所得割率と、それから介護の所得割率、均等割、平等割額のほうを改定するという結果に至ったわけです。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前11時00分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

当局からの説明資料に対する説明をお願いいたします。

（当局説明）

- 委員長（高野浩一君） 提出いただいた資料の説明をいただきました。

その説明を聞いて、そもそもの議案第77号に対する質問があればお願いいたします。

佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） これを市民のほうの立場から考えてみたときに、前に頂いた資料、これは多分その中にあったと思うんですけれども、令和6年度の国民健康保険税の計算例として、夫婦、子ども1人の想定があって、40歳の世帯主、妻が36歳、子どもが5歳なので、今、均等割が半分になっているという計算でやると、38万8,200円というふうにシミュレーションしてあるんですけれども、その場合だと、今度の改定だとどれくらいに

なるかというようなシミュレーションというのは、計算をしていますか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） ごめんなさい。この資料はちょっと共有していないかと思うので、口頭で申し上げます。

夫婦で子ども1人の3人世帯の想定、世帯主が40歳、妻が36歳、子どもが5歳という設定で試算させていただいたのを過去にお示ししたことがございます。所管事務調査の際にです。

これに対しての試算はしていないんですが、今回改正をしたのが、どのような世帯に影響があるのかというところですけども、いわゆる所得のある全被保険者に関係する、先ほどの税率にありました真ん中の後期高齢者支援金の所得割の部分、それから、40歳から64歳までの被保険者に関係する介護納付金分の所得割と、それから均等平等割になっています。なので、この場合ですと、所得のある40歳の世帯主のお父さんには、介護納付金の所得割と、それから均等割が関わってきます。

- 委員長（高野浩一君） 38万円がどれくらいになるかという質問ですよ、佐藤委員は。
(発言する者あり)
- 市民課長（土橋美和君） ごめんなさい。これを元にちょっと今は計算していないんですけども、影響があるのは、40歳以上のお父さん、世帯主です。世帯主の方に所得割、均等割に係る。

(発言する者あり)

- 市民課長（土橋美和君） 平等割です、ごめんなさい。に係るという形です。

あとは、36歳の妻には、後期高齢者支援金分の所得割。ごめんなさい、40歳の世帯主には後期高齢者支援金分の所得割と、それから、介護納付金分の所得割と均等割と平等割。

- 委員長（高野浩一君） 課長、そうすると、影響するところは分かりました、所得割のところは。

今の佐藤委員の質問は、我々がイメージするのに、38万円がどれくらいになるのかというのをイメージしたいんですけども、それは今計算していないというのはそのとおりだと思うんですが、時間があればできるものなのか、それとも、複雑過ぎてそれは県でないとできないとか、もしできるのであれば、今ではなくて後ほど、我々がイメージするだけでもいいので、提出いただければと思うんですが。

- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

- 委員（佐藤浩美君） すみません。私、手計算でちょっと計算してみて、そうしたら、41万六千何がしになったんですけれども、合っているかどうか分からなくて、なのでというのと、それから、こんな3人世帯で子どもが未就学児という、そういう人はそんなに多くないから、もうちょっと子どもが小学生2人とか、標準的なところで計算したのを、比べたものを示していただく。市民の立場から言えば、実際にどうなるのかというのを知りたいと思うんですよ。

しかも、これ今決めて、来年の4月からということになると、もちろん広報で伝えるかもしれないけれども、市民にとっては、いつそんなになったのみたいなこともあるかというふうに思いますので、その辺をちょっと知りたいなという思いがあります。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。

委員の皆さん、静粛をお願いします。岡部委員、静粛をお願いいたします。

- 市民課長（土橋美和君） 試算をしたものが、今現在ございますので、これをまた共有させていただけたらと思います。

（「別の世帯のはないの」と呼ぶ者あり）

- 市民課長（土橋美和君） まるっきりこれとは違うシミュレーションですが、70歳の1人世帯だったりとか、70歳の2人世帯だったりとか、あと50歳の1人世帯、50歳の2人世帯とか、あとは4人家族、夫婦40歳と小学校……

（「休憩いいですか」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時27分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

土橋市民課長。

- 市民課長（土橋美和君） お願いします。

資料のほうが、世帯の構成が一番左です。70歳の1人世帯、そして2人世帯、50歳の1人世帯、2人世帯、40歳の夫婦と小学生2人のパターンで計算しています。

改正前のビフォー・アフターで、改正前、改正後、それぞれの枠の左側が改正後の額で、右側は前との差額になります。総所得額が43万円以下、それから60万円、90万円、150万円、200万円、300万円、400万円、500万円で、それぞれ計算させていただいております。

90万円までの世帯は、7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象になっております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） あと、先ほど、佐藤委員がおっしゃられた周知の点ですけれども、賦課期日が4月1日ですので、その日にホームページのほうで国保税率を改定するお知らせを掲載しようと考えております。

ただ、国保の方たちは、毎年7月に国保税のお知らせということで、お知らせをさせていただいていますので、その7月の広報には、改正された税率でのお知らせをさせていただきたいと考えております。お願いします。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 説明いただいた中で、シミュレーションも出していただいたところですが、頂いた補足の資料の中で、令和5年度のベースで、国保の加入者数が8,005人、それから後期高齢者医療のほうで3,569人いるんですが、このうち課税の対象となる客体というか、対象者、後期高齢者の所得割の対象であったりとか、それから、国保の所得のある方の対象者数というのが、その辺は税務課のほうで把握されているのかという点と、現時点でね、そうすることによって、総額としてどのぐらいの国保税の税収を見込んでいるのかという、そういうところはどういう試算をなされているのか、お願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） 平塚議長のご質問にお答えいたしますが、影響を受ける被保険者数、実数については、世帯数で見えていましたので、ちょっと実数までは計算しておりませんが、現在、世帯数としては、加入全世帯1,575世帯のうち、増額のある世帯が4,017世帯……。

（「増額のほうが多い」と呼ぶ者あり）

- 税務課長（飯島 泉君） すみません。全てで5,175世帯です。申し訳ございません。そのうち増額対象となるのが4,017世帯であります。

（「税収の増額見込み」と呼ぶ者あり）

- 税務課長（飯島 泉君） 増額につきましては、ちょっとお待ちください。

すみません。議長、二つ目の質問は何でしたか。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。

○ 議長（平塚 悟君） 税率をこのように、条例どおり変えることによって4,017世帯に影響が出ると。その中でどれほどの税収の増額見込みを持っているのかという点です。

○ 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。

○ 税務課長（飯島 泉君） 失礼いたしました。お答えいたします。

あくまでも試算ではありますがけれども、本年度の現行との比較で言いますと、大体1.05倍になるというふうに試算しております。

以上です。

○ 委員長（高野浩一君） 平塚議長。

○ 議長（平塚 悟君） 金額は1.05倍を見込むということですが、0.05倍増えた部分で、激変緩和措置も減っている中で、基金にそこまで頼らなく、いけるという、そういう試算を、それによって県への納付を補っていけるであろうという試算の下、出してきたという、そういう認識でいいですか。その確認をお願いします。

○ 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。

○ 市民課長（土橋美和君） 令和6年度の基金の充当予定額が6,100万円くらいの予定で、当初の予定を組んでいました。ただ、先ほど委員がおっしゃったように、それが解消されるの見込んで税率改正をしたのかというところですが、そこまで見込みますと、大分税額を上げなければならない状況でございますので、段階的に上げるというところで、ざっくり試算をしたところだと恐らく4,900万円くらい、現行の税率の税額との比較は4,900万円くらいかなというところですので、完全に基金を取り崩す予定がなく予算が組めるかといったら、そこは恐らくそこまではないかなというところではありますが、ここで1段階上げさせていただくというところで改正を行います。

○ 委員長（高野浩一君） そのほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○ 委員（小林真理子君） まだ足りないんですね。

それで、税率の改正も、国保の財政状況を考えると何とも言えないですけども、やはり市民にとっては増税になることは間違いなくて、前にも1回、委員会で私言ったことがあるんですが、今8期納税で甲州市は、これを9期とか10期にしているところもあって、そうすると市民の方の負担感というのは幾らか違うのではないかなと思ったときもあったので、それを言ったこともあったんですけども、やはりこれだけ先ほどの比較表で見ると、私もシミュレーションをしてみると、300万円くらいの世帯でも、年齢にもよる

んですけれども、2万円から3万円ぐらいの増税になっていくとなると、1期増えると少しならされるので、大分負担感が変わるのではないかなと思うんです。そういう検討は今回一緒にはされなかったんでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

今のところその議論といいますか、検討はまだしていない状況であります。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。
- 委員（小林真理子君） お隣、山梨市が9期です。県内他市町村には10期のところもあって、6月から徴収を始めて3月までやるというところも、3月末。甲州市はなぜ8期なのかというのが、どうしてもいつも引っかかって、検討されていないので、今後検討していただきたいと思うんですが、ぜひ7月からではなくても、6月は間に合わないというような話も1回聞いたことがあるので、6月が間に合わないのであれば、3月末までにする。そこには何か理由があるのか、ちょっと分からないですけれども、私の憶測なので、それは検討すべきではないかなと思います。

- 委員長（高野浩一君） 飯島税務課長。
- 税務課長（飯島 泉君） お答えいたします。

他市の状況等をよく踏まえた上で、今後検討させていただければと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） そのほかに質疑はございますか。

飯島副委員長。

- 副委員長（飯島孝也君） これから先の制度改正というか、保健事業等の頑張りというんですか、市町村ごとの頑張りというのが、これから納付金とかに反映されたりということ、まだ検討中というところだったんですが、それが結論が出るというか、どういう基準でということの見通しというのはあって、それもやはり保険税に対して影響があると思うんですけれども、そういう見通しはいかがでしょうか。

- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） 先ほども少しお話をさせていただいた部分ではあると思うんですが、県と、それから各市町村でその部分は今後協議をしていくということで、課題として運営方針の中でも取り上げられてございますので、交付金の部分に関しては、先ほどお話もあったように、頑張りのある市町村とそうでない市町村とのバランスをどこ

かに反映させていくというところを今後、県との協議の中でしていくと思われます。なので、納付金額に反映されるということは、市町村の税額を抑えられるというところにリンクしてきますので、なので、現段階ではまだ何とも方針は決まっていますが、いずれそういったところで、方針が決まったところでというか、全体の保険料率がどういう傾向になるかというところが決まったところで、また次の調整、保険税率の調整という形もさせていただく可能性はあるのかなと思っていますが、今回に関しては、大きくかけ離れている部分を調整するというところでとどまっております。

以上です。

- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） それをおざなりにしないで、そうしないと、市町村とか、市民の皆さんもですが、頑張りがいがないというか、健康に留意するとか、そういうことについての動機づけになかなかなくなってしまうというか、みんな一律同じということで、機械的にということになってしまうと、これから先、努力という部分がなくなってしまうおそれもありますので、ぜひ年限を切ってというか、ある程度しっかりと見通しを持って議論を進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
- 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。
- 委員（佐藤浩美君） シミュレーションを頂いたので、これを見てもやはり、400万円の4人世帯で60万円を超える保険税なんだなというふうに思うと、かなり市民にとっては税金が多くなるなというふうに思うと思うんですけども、しかも今の時期、本当に物価が上がって大変な時期にこれをやるということになると、非常に重税感というんですか、そういう税金に対する感覚というのが、市民の中に、ええっという感覚が高まるんじゃないかということを危惧するわけですけども、もうどうしてもこのタイミングでやらなければならないのか、来年に送るとか、そういうことは難しいのか、どうでしょうか。
- 委員長（高野浩一君） 土橋市民課長。
- 市民課長（土橋美和君） お答えいたします。

物価高とか、そういったところ、本当に委員のおっしゃることもよく分かるんですが、先ほど来お話をさせていただいているとおり、当市の国保財政のほうが立ち行かない状況であることはご理解いただきたいと存じます。なので、今回改正をさせていただいた

のが、所得のある方、大ざっぱに言うと、働き盛りの所得のある方にはご負担が比較的多いかなという部分でございますので、そこを、本当にやらざるを得なくてやっている状況であるというところをご理解いただきたいと思います。お願いします。

- 委員長（高野浩一君） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） そのように言っていたので簡単に。説明を受けるというか、厚生経済の委員の皆さんにちょっとお聞きしたいんですが、私たちが頭から全然それを分からずに審査をするということは無責任だということで、資料を頂き、共通の認識の中で今話を聞かせていただきました。

この条例案、今回この所得割ですか、後期支援分の所得割が2.39%にするという、0.05%の増になるということですが、これは令和7年4月からの施行と。そうすると、段階的に12年までだんだん上がっていくというさっきのシミュレーションですので、今回やると、また次、同じ条例を改正していくと思われます。だから、今回が第一歩であるけれども、ずっと先まで、12年先までを見据えた資料ももう頂いているので、この条例案に対して条例改正を可とするか、否とするかは、総務常任委員会が決めるということで、皆さんの認識が確かであれば、このまま審査を続けていただいて、採決していただければと思います。

- 委員長（高野浩一君） ありがとうございます。

- 委員（高畑一幸君） もし、それに対して厚生委員から何かちょっと言ってくれるところがあったら、聞きたいですけれども。

- 委員長（高野浩一君） 小林委員。

- 委員（小林真理子君） 私は所管事務調査に参加していて、年々上がるというイメージではなくて、段階的にということなので、今は当初予算のベースで基金取り崩し状態に

あるので、収支の均衡を保つためには今回、ということで理解しています。なので、来年もまた上がるとか、何年後に上がるというよりも、今は取りあえず収支の均衡を保つための税率上げだと思っています。

○ 委員長（高野浩一君） 相沢委員。

○ 委員（相沢俊行君） 討議の場を設けていただいたので、私の理解も進んでありがたかったと思います、これまでの資料整理を含めて。

ただ、これ段階的に、来年度4月1日からの値上げといいますか、なるんですけれども、ここで改めて、社会保険とは違って国民健康保険の場合は、私が言うまでもなくて、受給する側の人間は今後ずっと増えていく、医療・介護の費用は増えていく、各自治体の、国もですけれども、この部分がこれからずっと上がっていったら、それはこの制度自体に、何か持続可能性があるのかないのかというふうなことに結局ならないですか。そこに行き着くような気がするんですけれども、これは本条例案の真意とは別ですよ。このまま行くと、どういうふうに考えればいいのかと思うんですけれども。

○ 委員長（高野浩一君） 小林委員。

○ 委員（小林真理子君） 仕組みという話でいうと、後期高齢者になる前の前期の方々が、どっと退職後に国保になるので、そこが増えるということも課題ではないかなというのはちょっと見えました。

その前期の方々が退職後どっと国保に入ってくると、やはり医療費の一番かかる年代になるので、その方々が後期高齢者医療に移るまで、でも、移ったから安心というわけじゃなくて、今度は後期高齢者医療分を国保のほうで負担していかなければならないので、課題は高齢化ということではないですか。

○ 委員長（高野浩一君） 佐藤委員。

○ 委員（佐藤浩美君） 国保そのものがやはり社会保険と違うシステムだから、もうおかしいんですよ。だから、この制度は国がやっているわけだから、市町村が幾らあがいてもなかなかというところがあって、私ももどかしいです。

しかも、今、小林委員がおっしゃったように、今、社会保険の方々が退職して、後期高齢者とかになってそこに入ってくる。しかも国保は、さっき課長がおっしゃったように今収入がある人、つまり働き盛りの人が、後期高齢者分も、あと介護支援分も負って、応援している分がすごくあるわけですよ。ということは、今若くて働き盛りの人たちが、しかも子どもを育てなくてはいけない人たちが、そういう人がより負担が多くなるという

構造なんですよ。

（「稼いでいる人ほどね」と呼ぶ者あり）

- 委員（佐藤浩美君） そうです。稼いでいる人ほど、収入があるわけだから。これが続けていくと、そこをどんどん膨らませる以外にないから、私の考えは、もっと国でそこにきちんと税金を、国保で完結しないで入れるべきだというふうに私は思います。皆さんどう思われるか知りませんが、だから、いずれこれは破綻するかもしれないけれども、もっと無理をして、もっともっと税金を増やしていかなければ、今後ならないということだと思います。
- 委員長（高野浩一君） 中村委員。
- 委員（中村勝彦君） 今後については、推測の部分もありますが、厚生経済常任委員会での所管事務調査は、報告書を書く段階までにはまだ至っておりません。まだ必要な調査があるのではということで、県の情報も注視しながら進めている状況であります。県のほうでも方針を出したときには、また我々も所管事務調査として、それを課題にそちらの情報を聴取していかなければいけないかな、それを受けてまた甲州市のほうはどう考えていくのかというまだ途中にありまして、結論を出せる状況にはまだないので、将来予測に関しては、私個人の意見では、ちょっと今の段階では、すみません、難しい部分も、いろいろ情報が足りない部分もあるのかなという状況であります。
- 委員長（高野浩一君） 飯島副委員長。
- 副委員長（飯島孝也君） これは保険料率を上げて、納付金に対して、十分に財政的に応えていくようになるということなんですけれども、これは保険料を上げないと、納付金はずっと増えていくというか、基金を取り崩してでもやっていかなければならない状況ということですね。県に対して、納付金は上げ下げというか、そういうことはできない、もう機械的に納付金が請求されてしまうというか、それに絶対応えなければいけないから、保険料が安いとしたら、基金を取り崩すとか、自分のところの財政的な負担をしなければならないという、もう仕組みというか、それは拒否ができないということなんです。値上げしないということとはできるかもしれないけれども、基金は取り崩さないといけないというか、財政からは負担しなければいけないという、なるほど。結局、また取り崩すということで財政が悪化して、市民の税金としての負担が増えていく構造になってしまうということですよ。市の予算の使い方を変えていくということはあるでしょうけれども、そういうことを考えなければいけない。

- 委員長（高野浩一君） 平塚議長。
- 議長（平塚 悟君） 連合審査会を開いた過程ということで、採決はもちろん総務文教常任委員会で、委員会としての採決は執り行うんですけれども、まだ採決を取っていないから何とも言えないんですが、頂いた資料の国保運営協議会の審議の進捗についてというところで、国保運営協議会から付帯的な意見というのが出ていて、この中には、佐藤委員がおっしゃった税率改正についての広報と市民への周知、それから理解を求めることと、それから、小林委員が言ったように、この税率改正を行うだけでなく収納率向上に向けての取組というのも、さっき言った分納制度をもっと拡充させるべきだという意見も出たりしたので、そういったところ、これは委員長の取りまとめになるんですけれども、意見をまとめるというのも一つの手法なのかなと感じます。

私は、最終的には皆さんで本会議で議決する案件になるので、これ以上のことは差し控えさせていただきますが、そういった付帯的な意見をつけるというのも一つの手法なのかなと感じたところでありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 委員長（高野浩一君） ただいま議長からご発言いただきましたのは、先ほど当局から提出していただいた資料にも細かに載っています。それを皆さん、目を通しておいください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 0時06分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

ほかに委員の方から、意見、ご質問ありますか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） そうしましたら、ここで委員間討議を終了といたします。

併せて、総務文教と厚生経済の連合審査もここで終了といたします。

今後の進め方として、午後再開して、当局が同席の中、総務文教常任委員会で採決に入ります。

以上です。

ここで暫時休憩いたします。再開を1時10分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時10分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

午前中の委員間討議の中で多くの意見が出ましたので、その意見を付して採決に臨みたいと思います。委員の皆さんから、その意見がございましたらお願いいたします。

丸山委員。

- 委員（丸山国一君） 先ほど議長からお話ありました。この協議会等において付帯意見もつけられております。また、先ほどの合同の審査会においても、それぞれ意見が出ていますので、そうしたものを付帯意見として提示するという必要だと思います。その点を皆さんにお諮りいただきたいなと思います。

- 委員長（高野浩一君） 特段なければ、私のほうで午前中の皆さんの意見をまとめて、三つあります。一つは、負担感軽減のための納期回数の見直し、一つは、住民への周知、一つは、税率改正を行うだけでなく、医療費を抑制することが必要であることから、保健事業を積極的に推進していくこと、この三つ、委員間討議の中でまとめるとこの三つを付帯する案として、皆さんに確認を取ってみたいんですけれども、それをもって採決に臨みたいと思います。よろしいですか。

高畑委員。

- 委員（高畑一幸君） それを1個にまとめたほうがいいかなと思って、簡素に1個にまとめたんですけれども、ちょっと確認できますか。
- 委員長（高野浩一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時15分

- 委員長（高野浩一君） 再開いたします。

先ほど私が申し上げた三つの案を付帯意見として採決に臨んでいただきたいんですけれども、皆さん、ご異議はございませんか。

（発言する者なし）

- 委員長（高野浩一君） それでは、議案第77号についての質疑を打ち切ります。

採決は総務文教常任委員会で行います。

お諮りいたします。議案第77号については、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（高野浩一君） ご異議がないので、さよう決しました。

先ほどの付帯決議の意見を付して、委員長報告をしたいというふうに思っています。

以上をもって、連合審査会で審査すべき事件は審査を終了いたしました。

総務文教・厚生経済常任委員会連合審査会を散会いたします。

副委員長に挨拶をいただきます。

- 副委員長（飯島孝也君） 連合審査会、お疲れさまでした。

引き続き総務文教常任委員会ございますので、よろしくお願いいたします。

〔散会 午後 1時16分〕